

NISA制度の概要

1. 非課税対象	NISA 口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額	非課税管理勘定の設定年に、次の金額の合計額で 120 万円（平成 27 年分以前は 100 万円）を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）。 ①その年中の新規投資額 ②その口座の他の年分の非課税管理勘定から移管する上場株式等の時価 （注）非課税期間終了時に移管する上場株式等については、上限（120 万円）を超える移管が可能。
3. 非課税投資総額	最大 600 万円（120 万円×5 年間） （注）平成 27 年分勘定以前は最大 500 万円（100 万円×5 年間）
4. 保有期間	最長 5 年間、途中売却は自由（売却部分の枠は再利用不可）
5. 口座開設数	1 金融商品取引業者等につき 1 口座 （口座内に各年分の非課税管理勘定を設ける仕組みとすることにより、毎年新たな口座開設は不要とする。）
6. 開設者	居住者等（その年 1 月 1 日において満 20 歳 [*] 以上である者）
7. 口座開設期間	平成 26 年（2014 年）から令和 5 年（2023 年）までの 10 年間

※【令和元年度改正】口座の開設をすることができる年齢要件を 18 歳以上に引下げ（令和 5 年（2023 年）1 月 1 日以後に開設する非課税口座から適用。）

<NISA のイメージ（現行）>

